

都市化時代の大都市と周辺自治体

——世紀転換期フランクフルトにおける合併と電力網の拡張——

森 宜 人

一 問題の所在

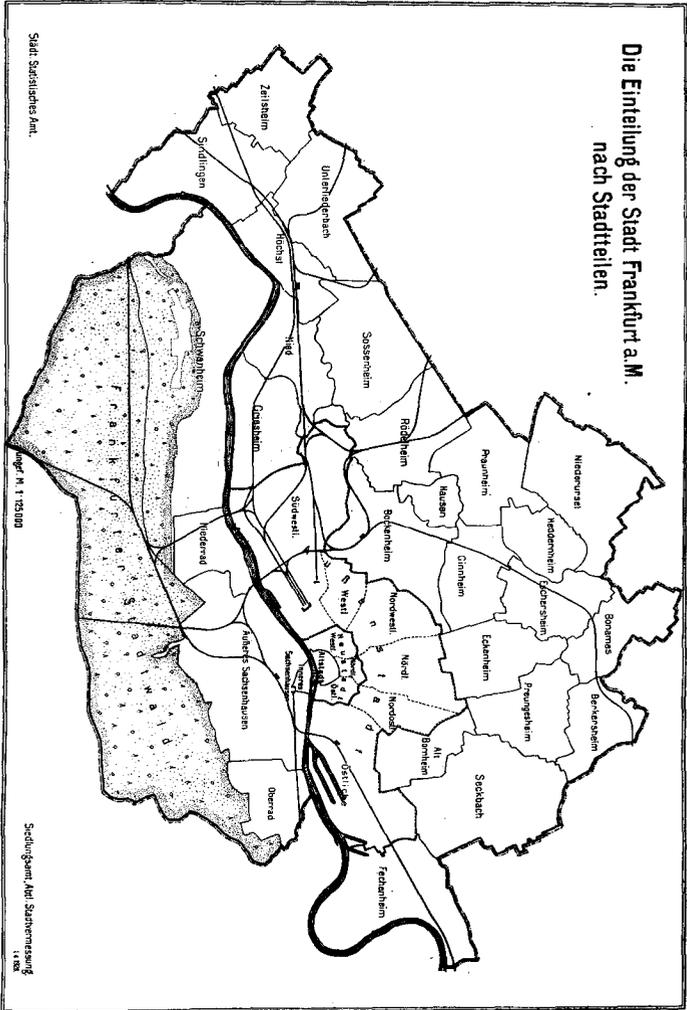
近代ヨーロッパ諸国の中でも特に都市化の進展が著しかったドイツにおいて、都市空間の過密化に起因する住宅問題や衛生問題など様々な社会問題が深刻化するなか、都市空間の拡張を可能とする合併は問題解決のための有力な手段の一つとなった。合併の動因は実に多様であったが、郊外の住宅用地・工業用地のための土地確保や、将来的な都市計画のための用地確保などが各都市に共通した目的としてあげられる。このため合併は、都市化がそのピークに達した世紀転換期に活発化する⁽¹⁾。

その一方で、都市は合併以外の解決策をも模索し、広範な自治体給付行政 (kommunale Leistungsverwaltung)

を展開させ、その結果、ドイツ近代都市は国際的水準からみてもきわめて充実した社会資本を備えることに成功する⁽²⁾。しかし、中心都市とともに都市化の影響を蒙っていた周辺自治体は、その恩恵をうけることができず、また財政的にも都市と同じ水準の給付行政を展開させることは困難で、社会資本面で両者の間に大きな格差が生じることとなった。このため一般に、合併のもう一方の当事者である周辺自治体は、合併によって中心都市に組み入れられる対価として、社会資本整備の財政負担を都市に肩代わりさせ、その格差の解消を意図する⁽³⁾。したがって、周辺自治体にとって、中心都市と同水準の社会資本が整備されたときに初めて、合併は意義を有するのである。だが、果たして周辺自治体は、合併によって直ちに都市との格差を縮めることができたの

(139) 都市化時代の大都市と周辺自治体

図 フランクフルト市城区分図 (1928年4月1日)



出典：Statistische Jahressübersichten der Stadt Frankfurt am Main 1927/28, S. 6

であろうか。すなわち、合併によって周辺自治体の社会資本整備は実現されたのであろうか。この点を説明するには、個別的な事例研究を行うよりほかにない。

第二帝政期に実施された合併の事例研究としては、本稿と同じくフランクフルト・アム・マイン (Frankfurt am Main) を対象としたD・レーベンティッシュの研究が最も包括的である。⁽⁴⁾レーベンティッシュは、一八七七一一九〇年の期間に四度にわたって実施された合併について、フランクフルト側だけでなく、周辺自治体側の意図をも視野に入れて概観を提示しており、フランクフルトのケースでも、社会資本の拡充が周辺自治体の共通した合併の目的であったことが確認できる。だが、合併によってその目的が直ちに果たされたかどうかは不明のままである。また、本稿と同様に都市から郊外への電力網の拡張を取り上げたものとしてはD・シヨットによるダルムシュタットの事例研究があるが、電力供給実現の要望が周辺自治体の合併の背景となった点が言及されているにとどまり、先の問題については立ち入った考察が行われていない。⁽⁵⁾

以上の研究状況をふまえ、本稿では、第二帝政期の大都市の中でも特に積極的な合併を展開させたフランクフルト

を例に、同市電力ネットワークの郊外への拡張プロセスを合併との関連において分析することを通じて、前記の問題を解決することを課題とする。これにより、社会資本面における都市空間の拡張過程の実態と、都市史研究の普遍的な課題の一つである大都市と周辺自治体の関係の一端を明らかにできよう。本稿で電力事業をとりあげるのは、電力が当時の社会資本の中で最も先進的、かつ「近代性」を象徴する技術であり、それだけに都市と周辺自治体の格差が典型的に表れていたためである。分析事例には、電力導入にあたり対照的な帰結がもたらされた、ニーダーラート (Niederrad) とシュヴァンハイム (Schwanheim)、そしてエッシェアースハイム (Eschersheim) とヘッデルンハイム (Heddernheim) を取り上げる。⁽⁶⁾

また、別稿で詳しく論じたように、フランクフルトの電力事業は一八九五年に開始されるが、その電力ネットワークには当時まだ珍しかった単相交流システムが利用される。その背景には、地域全体を単一の電力ネットワークでカバーし、かつ市内の電力事業を独占したいという市の一貫した戦略があった。⁽⁷⁾この戦略が郊外への電力供給にどのように反映されたのかについても、あわせて検討したい。な

お、史料には、フランクフルト市都市史研究所 (Institut für Stadtgeschichte Frankfurt am Main) に所蔵されている未公開一次史料を活用する。

二 ニーダーラート

メイン川とフランクフルト市有林 (Frankfurter Stadtwald) の間に位置するニーダーラートは、一八八六年以降フランクフルト農村郡 (Landkreis Frankfurt) に属していた。一九世紀末のニーダーラートは、自治体内外の工業化の影響により労働者層を中心として人口が急増し、合併前年 (一八九九年) の人口は六三〇六人を数えるに至る⁽⁸⁾。

電力供給に関するニーダーラートとフランクフルトの交渉は、街路照明の充実を求める前者の働きかけによって一八九六年に始まる。他方フランクフルトは、ニーダーラートの南に広がる市有林に設置されていた上水用ポンプと、ニーダーラートの西にあった市浄化槽の動力源を電動機に切り替えることを予定していた。上水用ポンプと市浄化槽の電化には、市営発電所と両施設の間位置するニーダーラートを貫く形で電線路を敷設するのが最も経済的であった上に、その電線路を利用してニーダーラートの電力

市場を開拓することも可能で、交渉はフランクフルトにとっても重要な意味を有していた。⁽⁹⁾

一八九六年九月六日フランクフルト市参事会は、ニーダーラートに電力供給に関する条件を提示するが、そこでは、上水用ポンプと浄化槽への送電、さらにはニーダーラート域外の需要家への電力販売に敷設予定電線路を利用する権利が求められていた。⁽¹⁰⁾ この背景には、電線路の敷設に関して、フランクフルトの市域内と同程度に自由な裁量権をニーダーラートにおいても確保したいというフランクフルト側の思惑が隠されていたのである。⁽¹¹⁾

だが、翌九七年二月一八日にニーダーラート側から寄せられた回答によれば、フランクフルト側の提示した条件は、電力料金など幾つかの点で受け入れ難いものであった。なかでも電線路の利用条件に関わる規定は、「自治体の自由な発展を制限するもの」として、特に重視されていた。⁽¹²⁾ こうして、ニーダーラートの公地利用権が交渉の焦点となるが、その後も妥協点が見出されないうまま、一八九八年一月にフランクフルトはニーダーラートでの電線路敷設を断念し、ニーダーラートへの電力供給問題は白紙に戻される⁽¹³⁾。ところで、一八九七年二月一八日にニーダーラートから

フランクフルトへ送られた前述の書簡は、両自治体の関係そのものにも重大な転機をもたらした。公地利用権を含む交渉上の諸問題を解決する手段として、ニーダーラートがフランクフルトへの合併を提起し、電力供給問題が合併問題へと発展したからである。⁽¹⁴⁾この当時ニーダーラートは、フランクフルトとの交渉と並行して、同市中心部にガスを供給していたインペリアル・コンチネンタル・ガス・アソシエーション (Imperial Continental Gas Association) とガス灯の導入について交渉を行っていた。このため、この段階ではニーダーラートへの電力導入を未だに断念していなかったフランクフルトは、照明問題に関する競争相手を未然に排除すべく、同社との交渉の中止を合併交渉の前提条件としてニーダーラートに求めた。⁽¹⁵⁾この条件をニーダーラートが了承したために、照明の供給元はフランクフルトのみに限定されることとなる。

さて、ニーダーラートのフランクフルトへの合併は一九〇〇年に実施されるが、その協定の中で、「フランクフルトはニーダーラートの公共照明を可能な限り促進する」と明記されていたために、ニーダーラートの照明問題は解決されたかに思われた。だが、市は合併後も、電灯はおろか

ガス灯すらもニーダーラートに導入する気配を見せず、暫定的な処置として、光度のきわめて低い石油ランプを設置したのみであった。ニーダーラートの街路照明問題は未解決のまま残されたのである。

一九〇一年の警察報告によれば、街路照明が不十分なために、夜間のニーダーラートでは「喧嘩や刃物を使った通り魔」が連日のように見受けられた。同報告は、ニーダーラートの夜間の治安状況について以下のように報じている。「住民の大部分が労働者によって構成されるニーダーラートでは、その当時〔合併以前〕からすでに照明の必要性は喫緊のものと認識されていた。こうして治安が極度に悪化したために、比較的富裕な人々は、夜間の外出を避けるか、もしくは、どうしても外出せざるを得ない場合には、安全対策をとった時にしか外出しないようになった。例えば、ニーダーラート在住のある医者には、「診療を求める家から」男性が迎えに来て、そして再び家まで送り届けてくれる場合⁽¹⁷⁾にしか、夜間の往診を行っていない」。

このような状況にもかかわらず、市は何ら抜本的解決を図ろうとはせず、合併から七年経った一九〇七年に至ってもなお事態が改善されなかったために、当時のある新聞は

市の対応を非難して、ニーダーラートの状況を次のように描写している。「街路照明に関して、いかにニーダーラートが継子扱いを受けているかは、一つのスキャンダルと なっている。この地で利用されている石油ランプは、極度に貧しい農村ですら利用されていないような代物だ。(…)」その上、ランプは相互に大きく距離をとって設置されているので、夜間に誰かを認識するのは一苦勞である。ここでは、よそ者が「夜間の」様子を把握することはまったくもって不可能である⁽¹⁸⁾。

合併直後から、ニーダーラートの市民は、市区協会を媒介としてこのような「継子扱い」の改善を求めていたが、一九〇八年にようやくそれが実を結ぶこととなる。ニーダーラート選挙区から選出された市議会議員が、同年十月二十日の市議会で、街路照明の欠如のために、「ニーダーラートの発展が遅れ、建築活動が停滞し、賃貸用の住居は借り手が見つからないままである」窮状を訴え、ガス灯の早期導入を求めた。市参事会の釈明によれば、ニーダーラートへのガス灯導入を単独の事業として実施した場合収益があがらないので、ガス灯の設置は、同市区の西に位置するシュヴァンハイムと同時に進行する必要があった。だが、

シュヴァンハイムへのガス灯の導入は、後述する合併交渉の行き詰まりにより、これまで見送られてきた。すなわちニーダーラートは、その余波をまともに受けていたのである。この後に続く審議で、ニーダーラートへのガス灯導入の必要性は市議会で認められ、長年放置されていた照明問題は最終的に解決されることとなる⁽¹⁹⁾。

市のニーダーラートに対する「継子扱い」は、シュヴァンハイム合併問題の停滞によってガス事業の収益性確保の目途が立たなくなったことが直接的な原因だったとはいえ、その遠因は、電力供給をめぐる交渉の難航を契機として実施された合併にあったといえよう。少なくとも照明問題に関しては、インペリアル・コンチネンタル・ガス・アソシエーションのオファーも有力な選択肢として存在していたにもかかわらず、フランクフルトからの電力供給を望むニーダーラートは、この選択肢を捨てて合併へと踏み切った。だが、それは、制度上フランクフルトとの対等な交渉を可能としていた従来の自治権の喪失をもたらし、照明問題は市の意向によって左右されることとなり、結果的には「継子扱い」を受けるといふ皮肉な帰結をもたらしたのである。

三 エッシャースハイムとヘッデルンハイム

フランクフルトの北に位置するエッシャースハイムとヘッデルンハイムは、ニーダーラートと同様に、一八八六年以来フランクフルト農村郡に属し、フランクフルトに合併される前年の一九〇九年時点での人口は、それぞれ二八四三人と五一七人であった。⁽²⁰⁾

エッシャースハイムは、一八八八年にフランクフルト近郊鉄道株式会社 (Frankfurter Lokalbahn A.G.) がフランクフルトからエッシャースハイムまでの鉄道路線の営業を開始したのを契機に、フランクフルトの郊外住宅地として開発され始めた。一八八八年と一九〇二年に建設された二つの「邸宅街」(Villenkolonie) に象徴されるように、エッシャースハイムには比較的富裕な市民が住み、また域内で目立った工業化の動きもなかったことから、同自治体は「フランクフルトのシャルロットンブルク」と評された。⁽²¹⁾ エッシャースハイムとは対照的に、ヘッデルンハイムの住民の大部分は労働者層によって構成されていた。その多くはフランクフルト市内で雇用されていたが、一部は一八五三年にヘッデルンハイムに建てられた精銅工場に勤めて

いた。⁽²²⁾

両自治体は一八九九年一月、同じくフランクフルト農村郡に属するギンハイム (Ginheim) とともに、電力の供給をフランクフルト市参事会に求めた。その請願によれば、三自治体は、電力導入に対する鬱勃たる望みを背景に顕在化し始めた自家発電の乱立に対する措置に苦慮していた。⁽²³⁾

その状況を打破して、電力事業の斉一性を図るためにフランクフルトからの恒常的な電力供給を求めたと考えられる。この請願に対するフランクフルトの見解は、三自治体への電力供給は、フランクフルトからこれら自治体へ向けて建設予定の市電路線(フランクフルトとギンハイムとヘッデルンハイム)との共同事業としてのみ考慮の対象となる、というものであった。それは、市営発電所の調査によって、これら三自治体と市営発電所の距離が大きく、市電路線建設の際に、市電用架線と自治体への電力供給用電線路を同時に敷設しない限り、収益性を望めないことが明らかとなっていたためである。⁽²⁴⁾

とりわけヘッデルンハイムに関しては、電力需要がきわめて小さいことがネックとなっていた。翌年再び実施された調査によれば、フランクフルトの電力ネットワークへの

接続を希望する家庭はわずかに二六戸、予想される接続負荷は二三キロワットであった。これだけの小さな需要を満たすために必要とされる電線路の敷設費用が九万八千マルクにのぼる上に、同自治体への電力供給のために要する年間経費は約二万四千マルクと試算された。これに対して、ヘッデルンハイムでの電力供給によって得られる年間収入は約一万一千マルクと見積もられ、年間経費の半分もカバーされないことが確認されたのである。⁽²⁵⁾

エッシャースハイムとヘッデルンハイムに対する電力供給の問題は、こうして一時的に保留される形となったが、この間にも様々な私的資本の発電企業が両自治体に頻繁にオファーを提示してきた。これに対して、フランクフルトはこれら私企業を排除する方針を採る。例えば、一九〇〇年にチューリッガー蓄電池・発電所株式会社 (Türinger Akkumulatoren- und Elektrizitätswerke in Görtzmühl-Saalfeld AG.) がエッシャースハイムに電力供給をオファーした際、フランクフルトは同自治体に対して、実施時期は明示しなかったものの、市営発電所から電力を供給する用意があるとして、同社との交渉の中断を求めている。⁽²⁶⁾

史料の欠落のため、この後一九〇九年に至るまでの状況は不明である。しかし、一九〇四年にヘッデルンハイムにフランクフルト市営ガス工場が建設され、エッシャースハイムを含む周辺自治体へガス灯が導入されている。これにより、ニードラーラートの場合とは異なり、照明問題はさしあたり解決されたものと考えられよう。

さて、一九〇九年に入ると、エッシャースハイム、ヘッデルンハイム両自治体を含むフランクフルト農村郡のフランクフルト市への合併交渉が大詰めを迎えていた。この合併は一一の自治体を一挙に市域に編入する大掛かりなもので、合併の契機は各自自治体により異なったものの、フランクフルト側に関していえば、都市化に伴う人口増加に対処するための、都市計画・住宅政策に必要な土地の確保が重要な課題であった。⁽²⁷⁾ 地域の拡張は、郊外と市中心部を結ぶ交通路の整備を促し、その一環として、一九〇九年にエッシャースハイムまでの鉄道路線の電化工事が実施されることとなった。フランクフルトの電力・鉄道局 (Elektrizitäts- und Bahnamt) は、これをエッシャースハイムへの電力ネットワーク拡張の好機と捉え、その早期実現を市参事会に強く働きかける。⁽²⁸⁾ これにより、一九〇九年度中に

エッシャースハイムへの電力供給が実現する。⁽²⁹⁾

エッシャースハイムへの電力供給を知ったヘッデルンハイムは、同自治体の北西に隣接するニードーウルゼル(Niederusel)とともに、再度一九一〇年に電力の供給をフランクフルトに求める。だが、ヘッデルンハイムへの電力供給に関する市の姿勢は、依然として消極的なままであった。その理由は、フランクフルト市土木局の見解に直截に表れている。同局によれば、「その地(ヘッデルンハイムとニードーウルゼル)に居住する住民は、例外なく、住宅費を切り詰めるために、市の中心部から離れることを我慢しているような人々である。このため、このような住民が、ガスと電気を同時に利用するような贅沢をすることが出来るとは、到底考えられない」のであった。⁽³⁰⁾

さらに興味深いのは、エッシャースハイム・ギンハイム市区協会(Bezirksverein Eschersheim-Ginheim)の主張である。両市区の市民たちは、かつてフランクフルトに対する電力供給の請願活動で受けた苦い経験⁽³¹⁾をヘッデルンハイムと共有していたにもかかわらず、ヘッデルンハイムにおける「第二の照明方法〔電灯〕は不必要」であり、それは「フランクフルト市民」への新たな税負担をもたら

す結果となるとして、ヘッデルンハイムの請願を棄却するよう市参事会に求めた。⁽³¹⁾

フランクフルトのエッシャースハイムとヘッデルンハイムに対する対照的な対応は、両自治体(両市区)住民の経済格差に由来する電力需要の差にもとづいていたことは明らかであろう。ヘッデルンハイムは、エッシャースハイムの二倍近い人口を有していたにもかかわらず、その大半が労働者層だったために、「ガスと電気を同時に利用するような贅沢」をできる住民がほとんど存在せず、電力事業の収益性が望めないと市は判断したのである。これに対して、比較的富裕な市民層が多かったエッシャースハイムについては、市電路線建設に際して電力・鉄道局が同市区への電線路の拡張を急がせたことからわかるように、電力需要の大きさそのものよりも、市営発電所からの距離が収益性確保のための問題となっていたといえよう。

四 シュヴァンハイム

シュヴァンハイムは、ニードーラートの西に隣接し、一九二八年にフランクフルトに合併されるまで、ヘヒスト農村郡(Landkreis Höchst)に属していた。元来シュヴァ

ンハイムは農村的性格の濃い自治体であったが、一八五〇～六〇年代に対岸のヘヒスト・アム・マイン (Höchst am Main) とグリースハイム (Griesheim) で化学業を軸に工業化が進展すると、両自治体内の工場で雇用される労働者層が流入し、労働者層の居住区としての性格が強まったのである。⁽³²⁾ 人口は一九一〇年時点で五二八四人を数え、自治体としてはニダーラートやヘッデルンハイムとほぼ同程度の規模であった。⁽³³⁾

これまでの事例とは異なり、シュヴァンハイムでは、フランクフルトからの電力供給が開始される以前から、既に小規模ながらも電力事業が行われていた。技師O・ラインハルトが、一九〇八年五月三〇日にシュヴァンハイムから電力事業経営の認可を受け、シュヴァンハイム発電所を建設し、直流二二〇ボルトで電力を販売していたのである。価格はキロワット時当たり照明用電力が五〇ペニヒ、動力用が一五〇二五ペニヒで、また、契約は五ヶ年単位とされ、契約期限の三ヶ月前までに解約通知がない場合には、引き続き更新されると定められていた。⁽³⁴⁾

最初の契約更新の前年にあたる一九一二年二月、シュヴァンハイムの対岸ヘヒスト・アム・マインに本社を置く

マイン発電所株式会社 (Main-Kraftwerk AG.) が、一九一三年以降シュヴァンハイム発電所に代わって電力を販売したい旨を、シュヴァンハイムに打診してきた。⁽³⁵⁾ 同社は、フランクフルトのラーマイヤー社 (Elektrizitäts-Aktiengesellschaft vorm. Lahmeyer & Co.) の子会社として一九一〇年に設立され、ヘヒスト市の他に、マイン川とタウヌス山系の間で散在する小規模な農村自治体への電力供給を担っていた。一九一二年当時、ヘヒストを含む接続自治体数は六九にのぼる。⁽³⁶⁾

フランクフルトは一九〇八年以来シュヴァンハイムと合併交渉を行っていたので、マイン発電所のオファーは市参事会の大きな関心を呼んだ。市参事会は、将来市域に編入予定のシュヴァンハイムでの電力供給の独占を望んでいたため直ちに反応し、早くも一九一二年三月シュヴァンハイムに対して電力供給に関するオファーを提示した。そこには、シュヴァンハイムがフランクフルトによる電力供給の独占を認めるという条件の下で、シュヴァンハイムの電化に要する費用はすべてフランクフルトが負担すること、また電力料金は現行の料金が適用されることなどが記されていた。⁽³⁷⁾

だが、シュヴァンハイムはこのオファーに満足せず、同年五月三日に五項目にわたる要望をフランクフルトに出す。なかでも重要なのは次の二点である。

(一)この当時のシュヴァンハイムでは、既に自治体がガス事業の経営に着手していた。このため、ガス灯の強力な競争相手となる電力の導入が、シュヴァンハイムの財政に打撃をもたらすことは必定と考えられた。その補償として、シュヴァンハイムでの電力事業から得られる純益の一部を、同自治体に支払うよう求めた。その比率は、照明用電力から得られる純益の一〇%、中小営業家層への動力用電力によって得られる純益の五%、大規模営業家層へ販売する動力用電力の純益の二・五%とされ、また照明の純益が一万マルクを上回る際には、一五%に比率を引き上げるとされた。

(二)シュヴァンハイム発電所が供給していた電力は直流であったのに対して、フランクフルト発電所のそれは交流であった。このためフランクフルトの電力ネットワークに接続すると、それまでシュヴァンハイムで利用されていた直流規格の電機製品を、交流規格のものに取り替える必要が生じる。そこでシュヴァンハイムは、中小営業家層に配慮

し、すべての電動機の直流規格から交流規格への取替えに要する費用を、フランクフルトが負担するよう求めた。⁽³⁸⁾

シュヴァンハイムから出された要求項目を検討したフランクフルトの電力・鉄道局は、細部の調整が必要なものの、大枠としてこれを認めるべきであると市参事会に提言する。その後の交渉で、シュヴァンハイムはさらにフランクフルトに譲歩を迫り、電力料金の値下げにも成功した。当初、電力料金はキロワット時当たり照明用が五〇ペニヒ、動力用が一五〜二五ペニヒにそれぞれ設定されていたが、この内照明用の電力料金が四〇ペニヒに改められたのである。⁽⁴⁰⁾ 当時フランクフルト市内で適用されていた照明用の電力料金が五〇ペニヒであったので、ここでもフランクフルト側が大きく譲歩したといえる。

こうして、シュヴァンハイムに有利に傾きながら交渉が進められていくうちに、シュヴァンハイム発電所に対する解約期限(一九一三年一月一日)が迫ってきたので、電力・鉄道局は最終的な決断を急ぐよう市参事会を促す。⁽⁴¹⁾ その結果、交渉開始から僅か十ヶ月後の一九一二年二月一九日に、シュヴァンハイム側の要求がほとんど認められる形で、同自治体への電力供給が市議会で議決された。⁽⁴²⁾

前節までの事例と比較すると、シュヴァンハイムは、フランクフルトとの交渉をきわめて短期間でまとめあげることができた上に、電力供給の条件についてフランクフルトに大きく譲歩を迫ることに成功し、もっとも有利に事を運びえたケースであったといえよう。そして、その要因はフランクフルトとの合併交渉の経緯にあったと考えられる。

シュヴァンハイムとフランクフルトは、一九〇六年以来シュヴァンハイムへの水道及びガスの導入について交渉を行っていたが、それは一九〇八年に合併問題へと発展した⁽⁴³⁾。その後、ガス事業についてはシュヴァンハイムが独力で経営を開始したので、合併交渉の焦点はもっぱら水道問題に絞られていく。だが、シュヴァンハイムへの水道の導入は技術的には問題がなかったものの、同自治体まで水道網を拡張した際には、事業の収益性を確保するために、各家庭への水道導入を一律に義務づけようとするフランクフルト側と、水道の導入を戸主の個別判断に委ねるべきであるとするシュヴァンハイム側の主張が真っ向から対立し、また、水道料金についても両者の見解が一致せず、交渉は難航した⁽⁴⁴⁾。その上、シュヴァンハイムでは合併に対して懐疑的見解が根強く、ある新聞の投書によれば、「市民の三分の二

が合併に反対であった⁽⁴⁵⁾。さらに、一九二二年にフランクフルト側の交渉責任者である上級市長F・アディケスが退任したために、合併交渉は完全に頓挫した⁽⁴⁶⁾。

電力供給をめぐるフランクフルトとシュヴァンハイムの交渉は、このように合併問題が暗礁に乗り上げるなかで、メイン発電所という強力な競争相手の出現に脅かされつつ行われたのである。合併交渉の行き詰まりにより、シュヴァンハイムの市域編入の具体的な目途は立っていないかったものの、合併予定地をも含めた市域全域での電力ネットワークの独占的確保を重視していたフランクフルトは、シュヴァンハイムへのメイン発電所の進出を阻止する必要があった。逆にシュヴァンハイムは、メイン発電所という選択肢を後ろ盾として、合併交渉の停頓によって引き続き保持し得た自治権を行使し、フランクフルトに譲歩を迫ることに成功したといえよう。

五 結びにかえて

本稿では、冒頭で提起した問題を説明するために、フランクフルトとその周辺自治体との間で行われた電力供給をめぐる交渉を、合併との関連の中で考察した。

ニードグラートの事例が示すように、財政的に困難な供給事業を、合併を通じて中心都市に肩代わりさせたいという周辺自治体の要望は、必ずしも果たされたわけではなかった。むしろ、自治権の喪失によって、供給元の選択肢が市だけに限定されてしまい、場合によっては、「継子扱い」される危険性が生じることもあった。だが逆に、シュヴァンハイムのように、合併に踏み切ることなく、電力ネットワークへの接続を実現させたケースも存在する。したがって合併は、周辺自治体にとって、供給事業を実現させるための必要条件でも十分条件でもなかったといえよう。こうした事情の背景には、電力事業に対する市の二つの基本方針があった。第一に、エッシャースハイムとヘッデルンハイムの比較事例が如実に示すように、市は一貫して事業の収益性を追及していた。フランクフルトでは、そもそも市内に電力事業を導入する以前から、電力ネットワークの拡張は当該地区の潜在需要を見極めながら実施する、という方針が確立されており、収益性の見込みの低い地区への電力供給は手控えられていた。⁽⁴⁾ 郊外への電力ネットワークの拡張に際しても、この方針が堅持されたといえる。

第二に、合併が予定されている周辺自治体を含む市域全

体を自己の電力ネットワークで一括してカバーしたい、という市の意図があげられる。本稿で扱った四つの事例では、周辺自治体への電力供給しないし照明導入に際して、市が私企業と競合関係にあった点で共通しているが、市は市営発電所からの電力供給を約することにより、常にこれら私企業の排除に尽力した。こうした措置は、この第二の基本方針に由来するといえよう。

そして、ひとたび市が私的資本の排除に成功し、電力供給の独占権を確保すると、その後の当該市区ないし自治体への電力供給の実現は、需要や電線路敷設経費などの諸条件が市の収益主義的路線に適合するかどうかにかかっていたのである。すなわち、社会資本面での中心都市との平準化を望む周辺自治体一般の希望は、合併によって必ずしも果たされたわけではなく、むしろその格差の固定化がもたらされる可能性もあったのである。

* 本稿は、日本学術振興会平成一五―一六年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

(1) H. Matzerath, "Städewachstum und Eingel-

- meindungen im 19. Jahrhundert", in: J. Reulecke (Hg.), *Die deutsche Stadt im Industriezeitalter*, Wuppertal 1978, S.67-89, S.88. フランクフルトの合併は、都市社会問題解決のためだけではない。都市の工業化を意図する側面も有していた(馬場哲「十九世紀後半～二十世紀初頭におけるフランクフルト・アム・マインの工業化と自治体合併」篠塚信義・石塚昭雄・高橋秀行編著『地域工業化の比較史的研究』北海道大学図書刊行会二〇〇三年)。
- (2) 自治体給付行政とは、十九世紀後半に急速に拡大した都市公共経済部門における都市行政の政策全般を指し、その領域は「エネルギー供給事業、交通事業、社会政策など多岐にわたる。Vgl. H. H. Blotvogel (Hg.), *Kommunale Leistungsverwaltung und Stadtentwicklung*, Köln/Wien 1990.
- (3) H. Matzerath, a. a. O., S.81.
- (4) D. Rebenitsch, "Industrialisierung, Bevölkerungswachstum und Eingemeindungen. Das Beispiel Frankfurt am Main 1870-1914", in: J. Reulecke (Hg.), *Die deutsche Stadt im Industriezeitalter*, Wuppertal 1978, S. 90-113. ヴァイマル期フランクフルトの合併については、馬場哲「フランクフルトのロヒスト合併—大都市の拡張と地域の再編」『社会経済史学』第六十六巻第一号(二〇〇〇年四月)を参照。
- (5) D. Schott, "Lichter und Ströme der Großstadt. Technische Vernetzung als Handlungsfeld für die Stadt-Umland-Beziehungen um 1900", in: C. Zimmermann u. J. Reulecke (Hg.), *Die Stadt als Moloch? Das Land als Kraftquelle? Wahrnehmungen und Wirkungen der Großstädte um 1900*, Basel/Boston/Berlin 1999, S.117-140.
- (6) シュヴァンハイムを除く三百自治体は、第二帝政期にフランクフルトに合併される。合併年はそれぞれリーターラートが一九〇〇年、エッシェヤースハイムとノッデルンハイムが一九一〇年であった。シュヴァンハイムはヴァイマル期の一九二八年に合併される。
- (7) 森宜人「フランクフルト国際電気技術博覧会とその帰結—近代ドイツにおける都市電力ネットワーク形成の一モデル」『社会経済史学』第六九巻第五号(二〇〇四年一月)。
- (8) Statistische Jahressichten der Stadt Frankfurt am Main 1909/10, S.11. H. Mayenschein/M. Uhlig, *Zwischen Sandhof und Mainfeld. Geschichte und Gegenwart des ehemaligen Dorfes und heutigen Stadtteils Niederrad*, Frankfurt am Main 1987, S.92.
- (9) Bericht der Städtischen Elektrizitäts-Kommission vom 25. 7. 1896, Institut für Stadtgeschichte Frankfurt

- am Main, Magistrats Akten (シテ' Mag. Akt.) T 2007.
- (10) Schreiben des Magistrats zu Frankfurt/M an das Schluthheiss-Amt Niederrad vom 8. 9. 1896, Mag. Akt. T 2007.
- (11) Bericht der Städtischen Elektrizitäts-Kommission vom 25. 7. 1896, Mag. Akt. T 2007.
- (12) Schreiben des Schluthheiss-Amts Niederrad an den Magistrat zu Frankfurt/M vom 18. 2. 1897, Mag. Akt. T 2007.
- (13) Schreiben von der Städtischen Elektrizitäts-Kommission an das Bürgermeisteramt Niederrad vom 29. 11. 1898, Institut für Stadtgeschichte Frankfurt am Main, Stadtwerke (シテ' SW.) Nr. 126.
- (14) ニーターラート側の回答は、なほ、「(同) 自治体関係の進展に立ちなだかる障壁の除去は、ニーターラートを市へ編入するに於て必要ならぬ」。 (Schreiben des Schluthheiss-Amts Niederrad an den Magistrat zu Frankfurt/M vom 18. 2. 1897, Mag. Akt. T 2007.)
- (15) Schreiben des Tiefbau-Amts an Bürgermeister G. A. Gass in Niederrad vom 30. 8. 1898, SW. Nr.126.
- (16) Mittheilungen aus den Protokollen der Stadtverordneten-Versammlung der Stadt Frankfurt a. M., §1217 vom 12. 12. 1899, S.585.
- (17) Schreiben des Königlichen Polizei-Präsidenten an den Magistrat vom 4. 6. 1901, Mag. Akt. T 1936/6.
- (18) Abschnitt aus der "Kleinen Presse" No.244 vom 16. 10. 1908, Mag. Akt. T 1936/7.
- (19) Bericht über die Verhandlung der Stadtverordneten-Versammlung der Stadt Frankfurt a. M., §950 vom 20. 10. 1908, S.1018-1020.
- (20) Statistische Jahresübersichten der Stadt Frankfurt am Main 1909/10, S.11.
- (21) F. Lerner, *Kleine Geschichte von Eschersheim*, Frankfurt am Main 1963, S.93f. なほ、シヤノロマンテン(シヤノロマンテン)の隣接する地区の自治体であった。
- (22) W. Pülm, *Heddernheim: die wechselvolle Geschichte eines Frankfurter Stadtteils*, Frankfurt am Main 1996, S.46.
- (23) Gesuch der Gemeinden Heddernheim, Eschersheim, Ginnheim um Anschluß an die elektrische Centrale zu Motor- und Licht-Zwecken vom 20. 1. 1899, SW Nr.46.

- (27) Bericht des Städtischen Elektrizitäts-Werks vom 10. 5. 1899, SW. Nr.46.
- (28) Bericht des Städtischen Elektrizitäts-Werk Betriebsdirektions vom 9. 10. 1900, SW. Nr.46.
- (29) Schreiben des Magistrates in Frankfurt an Herrn Bürgermeister Körper, Eschersheim vom 30. 6. 1900, Mag. Akt. T 2012.
- (30) D. Rebentisch, a. a. O., S.108-110. 電燈 通票 電力 1125-1126頁°
- (31) Bericht des Elektrizitäts- und Bahnamts vom 24. 8. 1909, Mag. Akt. T 1999/7.
- (32) Bericht des Magistrates zu Frankfurt a. M., die Verwaltung und den Stand der Gemeinde-Angelenheiten im Verwaltungsjahre 1909 betreffend, S.265.
- (33) Tiefbauamts Erwidernung an das Elektrizitäts- und Bahnamt vom 4. 2. 1910, Mag. Akt. T 2005/2.
- (34) Ebd.
- (35) A. Gräser, *Schwanheim am Main. Einst und Jetzt. Flüchtiger Streifzug durch seine Geschichte. Zum 1. April 1953, dem 25. Jahrestag der Eingemeindung nach Frankfurt*, Ffm-Schwanheim 1953, S.18.
- (36) Königreich Preußen. K. Volkszählung am 1. 12. 1910. Endgültiges Hauptergebnis für die Landgemeinde Schwanheim. Institut für Stadtgeschichte Frankfurt am Main, Vorortakten Schwanheim (291- VAS.) Nr.688.
- (37) Schreiben des Bürgermeisters von Schwanheim Dielenhardt an Herrn Ingenieur O. Rheinhard vom 30. 5. 1908; Abkommen über die Abgabe und den Bezug von elektrischer Energie aus dem Elektrizitätswerk Schwanheim a. M. der Firma Otto Rheinhard zwischen dem Inhaber des Werks und den Stromabnehmern, VAS. Nr.763.
- (38) Schreiben des Bürgermeisters in Schwanheim an das Städtische Elektrizitäts- und Bahnamt vom 17. 2. 1912, Mag. Akt. T 2005/2.
- (39) 25 Jahre Main-Kraftwerke Aktiengesellschaft Frankfurt am Main-Höchst, S.5f., 32.
- (40) Schreiben vom Magistrat in Frankfurt an den Bürgermeister in Schwanheim vom 15. 3. 1912, Mag. Akt. T 2005/2.
- (41) Schreiben des Bürgermeisters in Schwanheim an den Magistrat zu Frankfurt vom 13. 5. 1912, Mag. Akt. T 2005/2.

(39) Bericht des Elektrizitäts- und Bahnamts vom 8. 6. 1912, Mag. Akt. T 2005/2.

(40) Abschnitt aus der "Volksstimme" Nr.242 vom 15. 10. 1912, Mag. Akt. T 2005/2.

(41) Bericht des Elektrizitäts- und Bahnamts vom 17. 12. 1912, Mag. Akt. T 2005/2.

(42) Protokoll-Auszug der Stadtrverordnetenversammlung, 8.1386 vom 19. 12. 1912 (Nichtöffentliche Sitzung), Mag. Akt. T 2005/2.

(43) Schreiben des Bürgermeisters von Schwanheim an den Magistrat z.h. des Herrn Oberbürgermeister F. Adickes vom 17. 7. 1908, Mag. Akt. R 407/1.

(44) Schreiben des Tiefbauamts an den Oberbürgermeister vom 27. 7. 1910, Mag. Akt. R 407/1.

(45) Abschnitt aus der "Kleinen Presse" vom 8. 5. 1912, Mag. Akt. R 407/1.

(46) Verhandlung mit den Vertretern der Gemeinde Schwanheim (Rathaus in Frankfurt/M. den 24. 1. 1913), Mag. Akt. R 407/1.

(47) 森 前掲論文、一七頁。

〔二〇〇四年二月三日受稿
二〇〇四年八月二〇日レフエリーの審査
をへて掲載決定〕
(日本学術振興会特別研究員・一橋大学大学院博士課程)